

綾瀬市民生囑託員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市民生囑託員の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域福祉活動の効果的推進を図るため、綾瀬市民生囑託員(以下「囑託員」という。)を設置する。

(委嘱等)

第3条 囑託員は、民生委員法(昭和23年法律第198号)に基づき設置された民生委員をもって充て、市長が委嘱する。

2 囑託員は、非常勤職員とする。

(職務)

第4条 囑託員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 社会奉仕活動の啓発及び普及に努めること。
- (2) 援護又は保護を要する者に対し、適切な援助及び指導を行うこと。
- (3) 市が行う関連事業に対し、積極的に参加及び協力すること。
- (4) 福祉事務所その他の関係行政機関との連絡を密にし、常に地域の実態をつまびらかにしておくこと。

(任期)

第5条 囑託員の任期は、民生委員の任期による。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の日前に現に囑託員の職にある者は、この要綱の規定に基づき委嘱されたものとみなす。